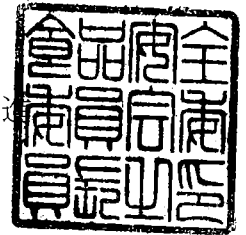


府食第531号
平成26年7月15日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 達



食品健康影響評価について（回答）

平成26年7月9日付け厚生労働省発食安0709第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく食肉製品の基準のうちサルモネラ属菌の定義を改正することについては、現行の定義よりもサルモネラ属菌の範囲が広がることにより、サルモネラ属菌による食中毒の発生防止がより図られるものであり、食肉製品の摂取による人の健康へのリスクが低減されると考えられる。

したがって、本改正については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。